

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月20日神奈川県条例第71号) 別表第1の6の項 県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号) 第1条・第5条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等</u> における <u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u> を目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条及び第227条並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第6条の規定に基づき、神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における授業料その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (授業料等の減免等)
⑦独自利用事務の関連規範		県立学校の授業料等の徴収に関する条例 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則 令和3年10月15日付け教財第200号行政部長通知別紙